

別記様式第4号 事業計画書及び収支見積書（解体業者用）記載例

平成16年 7月 1日現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

引取業者及びフロン類回収業者（ 商会 ）から引取を行った使用済自動車（乗用車及び大型車）を解体し、有用部品（エンジン、ドア、バンパー等）を回収し、中古部品業者及び金属商等に売却する。 解体作業に伴い発生した廃プラスチック類については、産業廃棄物処分業者に委託し破砕処分する。 解体自動車については、（破砕業者）に引渡しを行う。					
業務時間	8:00~17:00	従業員数	3 人	休業日	日曜・祝日

1-2. 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	13年度実績 (3年前)	14年度実績 (2年前)	15年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引取台数	480 台	510 台	500 台	700 台
主な引取先	×販売(株) 自工(株)	×販売(株) 自工(株)	×販売(株) 自工(株)	×販売(株) 自工(株)

主な引取先がない場合（個人ユーザーからの引取が主な場合）は、「なし」と記入。

1-3. 解体実績（乗用車）

年 度	3年度実績 (3年前)	14年度実績 (2年前)	15年度実績 (1年前)
年間処理実績	490 台	500 台	500 台
年間稼働日数	280 日	280 日	280 日
平均処理実績	1.8 台/日	1.8 台/日	1.8 台/日

平均処理実績 = 年間処理実績 ÷ 年間稼働日数

1-4. 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
3 台/日	280 日	840 台

自動車整備業者の場合の1日当処理能力は、部品取りに充てることが可能な時間から計算。
 (例：5日で1台程度の場合：0.2台/日)

年間処理能力 = 1日当処理能力 × 稼働予定日数

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	50 台 (台)	保管量の上限	50 台 (30 台)
現在保管量	2 台 (台)	現在保管量	2 台 (2 台)

事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で()に記入すること。
 使用済自動車は解体前（部品取り前）の車、解体自動車は解体後（部品取り後）の車。

1 - 6 . 年間収支見積書

平成16年7月1日現在作成

項 目		前年度(15年) (決算月(3月))		今年度の見込み (決算月(3月))	
		年度 (千円)	(1台当 (円))	年度 (千円)	(1台当 (円))
売上高(全体)	ア(総売上収入)	16,000	32,000	32,450	41,603
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)	-2,500	-5,000	-1,400	-2,000
その他の経費	ウ	16,575	33,150	19,685	25,237
	うち廃棄物処理委託費	750	1,500	1,170	1,500
営業利益	オ=ア-イ-ウ	1,925	3,850	14,165	18,160
営業外損益	カ(主に支払利息(注))	-600	-1,200	-679	-871
経常利益	キ=オ+カ	1,325	2,650	13,486	17,290
使用済自動車等年間引取台数		500		700	
使用済自動車等年間処理台数		500		780	

(参考)

	前年度末	現在
負債総額(年度末残高) (千円)	20,000	22,500

(注) 1 自動車解体業のほかに、他の事業(他のスクラップ解体業、自動車整備業等)を兼業している場合は、それらの事業を含めた全体の収支見積額で差し支えない。

2 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

3 使用済自動車等購入費は、購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。

4 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合は、マイナスで計上すること。

5 前年度の決算書の写しを提出する場合は、この「1-6.年間収支見積書」の記載を省略することができる。